

平成30年6月度 小山町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年6月11日（月）
午前 9時00分から12時00分

2. 開催場所 小山町健康福祉会館 2階 会議室A

3. 出席委員 20名

会長	11番	遠藤博雄
職務代理	10番	岩田正治
委 員	1番	池谷国光
	2番	秋田 敬
	3番	小見山益彦
	4番	遠藤 豪
	5番	天野伸春
	6番	岩田和男
	7番	鈴木陽一
	8番	池谷崇徳
	9番	山口正宏
(1)	番	山崎安雄
(2)	番	湯山直文
(3)	番	岩田好弘
(4)	番	鈴木元雄
(5)	番	小野 巍
(6)	番	高村欣治
(7)	番	渡辺弘行
(8)	番	田代光克
(9)	番	勝俣 章

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

議案第21号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第22号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 前田 修
安部将彦
室伏智明
日比野友樹
小山田光

7. 会議の概要

(1) 会長あいさつ(遠藤会長)

やっと田植えの落ち着いた頃にお集まりいただきましてありがとうございます。遠藤五一氏の講演時に今年は猛暑になりそうであるとのことであったが、当たっているように思います。

開発事業につきまして、内陸フロンティアでは元々桑畠であった農地が多く、山林原野化が進んでおりました。30haをアグリインダストリーエリアとし、優良農地を農振エリアに編入。中間管理事業を利用して担い手に集約する計画であります。そこで地元雇用を300人程計画しているとのことです。また、足柄SA周辺地区ではホテルの建設が予定されております。そこで地元の作物を使用したいとの要望があるようです。

今月も慎重審議の程よろしくお願ひ致します。

(2) 議事録署名委員の指名

3番 小見山益彦委員、4番 遠藤豪委員の両名を指名した。

(3) 議 事

・議事第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 整理番号1から説明する。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

使用貸人は農業経営の拡大を考えていたため、今回申請地の賃貸借をするに至った。

審査基準に移る。農機具の所有状況や、所有している農地を世帯員1名で農作業に従事している点から、今回取得農地を含めて効率的に利用・耕作を行なうと認められると判断。また、譲受人の世帯員全体で200日の従事日数となるため、常時従事すると判断。さらに、権利取得後の耕作の事業に供する農地の合計面積は49aであるため、小山町農業委員会が定める下限面積を超える。以上のことから、許可相当と判断した。申請地につ

いて賃借権の設定は10年。稲作を行なう計画である。

(池谷崇徳委員)

実際5枚の田が連なっている。過去にグリーンファームや地域の農業者が耕作をしていたが、使い勝手が悪い農地であるため、意欲のある方が利用してくれるのならありがたい。申請者は農業経営を拡大していきたいという意向であるようだ。

採決：全員賛成により可決

続いて整理番号2の説明に移る。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

譲受人は水稻の経営規模の拡大を考えていた折、譲渡人は仕事の都合で稲作の規模を縮小しようと考えていたため、今回の申請に至った。

審査基準に移る。農機具の所有状況や、所有している農地を世帯員2名で農作業に従事している点から、今回取得農地を含めて効率的に利用・耕作を行なうと認められると判断。また、譲受人の世帯員全体で合計200日の従事日数となるため、常時従事すると判断。さらに、権利取得後の耕作の事業に供する農地の合計面積は75aであるため、小山町農業委員会が定める下限面積を超える。以上のことから、許可相当と判断した。

(鈴木陽一委員)

申請者は農地を増やして、米づくりを強化したい意向であるという。

採決：全員賛成により可決

・議事第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

今回の申請は、国土交通省発注の国道246号道路整備工事に伴い、仮設事務所・資材置場、車両駐車場として利用、許可後18ヶ月の期間の一時転用である。昨年12月、臼幸産業が同使用目的で許可申請をした土地であり、地上の構造物等をそのまま引き継ぐようなかたちになるが、申請地は、接道、平坦性、必要面積等を考慮されたうえでの選定であると考える。本来臼幸産業が行なわなくてはならない農地の復元に関しては、申請者が引き継ぐことを両者と打ち合わせを重ねたうえで了解いただいている。臼幸産業からは完了報告書で、申請者からは申請書のなかで今回の経緯をご報告ただいている。以上のことから、本申請は許可妥当であると判断致しました。

(池谷崇徳委員)

前申請者から、今回の経緯や農地への復元に関して、報告書等は受けているのか。

(事務局)

臼幸産業からは完了報告書で、申請者からは申請書のなかで今回の経緯をご報告ただいている。

採決：全員賛成により可決

・議事第20号 非農地証明申請書について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地は昭和55年当時、土地の境界を誤って他の擁壁工事を行なってしまったということであり、現在まで38年経過している。申請地は狭小であるし、擁壁を構造していまっていることから、農地への復元は容易でないと判断致しました。

(鈴木陽一委員)

相続で土地の整理をしていたところ、農地が残地として残っていたことが判明したようである。耕作以外の目的に供してしまった経緯もあり、農地として利用していくことは、現実的に困難であると考えます。

採決：全員賛成により可決

・議事第21号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 点検評価について、21～29ページをご覧いただきたい。（内容は資料を用いて説明）

質疑：なし

採決：全員賛成により可決

・議事第22号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 30～33ページをご覧いただきたい。（内容は資料を用いて説明）

質疑：なし

採決：全員賛成により可決。

(4) 報告・協議事項

①農地法に係る届出等報告

- ・「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届け出について」
(会長) 事務局より説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

譲受人に所有権を移転し、駐車場・資材置場として利用する計画書を提出している。

(池谷国光委員)

現状では栗の木が6本生えている。譲受人の自社の資材置場や駐車場として利用するようである。

- ・「農業・振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に規定する小山町農業振興地域整備計画の変更(随時変更)について

②部会報告 なし

- ・農業振興部会…新品種への取り組みについて
- ・農業政策部会…町民農業者制度及び下限面積の検討について

③農業団体報告

農協…茶工場が5月8日から稼働予定。

- ・Aコープ小山店が6月30日に閉店予定。それに伴い、道の拡幅工事等が行われる。

共済…5月23日に開催された総代会にて、8件の議案について全て承認された。

③その他

- ・町外企業の農業経営規模拡大に伴う農地の問い合わせについて
(品目: クレソン)
- ・活動日誌の活用について
- ・「食と歯の健康づくり推進部会」本年度の推薦委員について
- ・レツツ5ファームについて(健康増進課より)

(7) 閉 会 会長職務代理 岩田 正治 委員

この議事録は、事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

農業委員會會長

遠藤鴻烈

議事錄署名委員

小見山海彥

議事錄署名委員

遠藤高